

# 総務常任委員会

平成14年12月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎野呂 民平                      ○萬里川美代子                      森河 昌之  
山本 直子                      松田 正                      小野議長

## 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重                      助 役 芳村 是  
教 育 長 栗本 裕美  
総 務 部 長 植村 哲男                      総 務 課 長 西本 喜一  
同 参 事 吉田 昌敬                      同 課 長 補 佐 乾 善亮  
同 課 長 補 佐 清水 修一                      企画財政課長 池田 善紀  
企画財政課参事 野口 英治                      同 課 長 補 佐 山崎 善之  
同 課 長 補 佐 西卷 昭男                      税 務 課 長 植嶋 滋継  
同 課 長 補 佐 勝真 基好                      同 課 長 補 佐 黒崎 益範  
教委総務課長 清水 建也                      同 課 長 補 佐 吉村 三郎  
生涯学習課長 水田 美文                      同 課 長 補 佐 加藤 保幸  
会 計 室 長 阪野 輝男                      監 査 書 記 藤原 伸宏

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長

（町長挨拶）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、萬里川委員、森河委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

まず、初めに本会議からの付託議案であります、

（1）議案第41号、斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長

（議案書朗読、要旨により説明）

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

委員長

異議なしと認めます。よって議案第41号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第42号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

また、この改正により、議員皆様及び町三役の期末手当につきましても改正により12月の期末手当支給率は、現行どおり1.55月ですが、平成15年3月の支給率は0.55月から0.5月と0.05月を減額させていただくこととなりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、前回の委員会におきましてご質問がありましたが、特別職の平成15年度以降の期末手当の支給率についてであります。一般職の期末手当の年間の支給率が、3.5月から3.25月(6月 1.55月、12月 1.7月)に変わることとなりますが、特別職の期末手当の支給率については、6月期を1.7月、12月期を1.8月とし、3月期は廃止をして、年間支給率を3.5月とさせていただきたいと考えており、来年3月議会において、この期末手当の支給率についての改正案を上程したいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の給与引下げによる改正についての、職員労働組合との協議につきましても、職員労働組合とは、去る11月15日、27日にこの給与条例改正の趣旨等について理解を求めするために、2回の交渉を行いました。そのなかで、組合側は、今回の平成15年1月から引下げが行われる内容の給与条例改正は理解するが、民間企業との実質的な均衡を図るため、3月期の期末手当において、平成14年4月から12月までの9ヶ月分の引下げにかかる給与相当分について、遡及的な調整を行うことは容認できないとのことでありました。

しかし、奈良県をはじめ近隣市町村等の給与改定状況確見のなかで、ほとんどの市町村が、当町と同じ内容での給与条例の改正を行うなか、3月期の期末手当において、民間企業との実質的な均衡を図るための「調整」も行うこととしており、組合側においても、県や近隣市町村の給与改定状況は把握していただいていること、また、この条例が施行されても抗議をする予定はないということから、当町といたしましては、近隣市町村の職員の給与等の均衡や民意の動向等を考えるなか

で、今回、この給与条例改正案を上程させていただきましたので、何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第42号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。  
次に、(3)議案第43号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

税務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第43号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第45号、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

税務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第45号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、議案第49号について、委員として質疑、討論等をしたいので暫時副委員長と交代します。暫時休憩いたします。

副委員長 再開いたします。

次に、(5)議案第49号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

課長

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員 19頁の人権対策費、小集落地区改良事業の負担金の関連ですが、安堵の小集落地域の改良工事の残地域は何時までに終わる契約になっているのか。それが1つ。  
2番目は、負担額の予測計算はどうなっているのか聞いておきたいと思います。

企画財政課長 終了年次については、まだ相当残っておりますので終了年次につきましては予測できないということであります。  
それと負担額であります。今日までにつきましては地域改善対策土地法によってこの工事がされておりますが、この制度自体は平成14年3月31日で終了いたしておりまして、今後一般事業として安堵町の方で実施されていくことになってまいります。その負担額についても町の福祉課の担当と安堵町の方と決めていくものと考えております。

副委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議ありとの声 )

副委員長 異議ありとのことですので、これより討論を行います。  
まず、本件を可決することに反対の方の意見を求めます。

野呂委員 1つ、少し古いですが、1996年の8月に私どもが一定の見解を示したその資料をご紹介しますと思います。奈良県の同和地区は1971年6月の全国同和地区調査によりますと、県民総人口に占める同和人口比が全国第1位やったということですね。当時の住環境は私も

よく知っておりますが、不良住宅が8300戸あり、狭隘な地域に密集し狭い道路や不潔な下水道など大変劣悪であったわけです。奈良県でも市町村同和対策事業に投入された物的事業費は1969年度から1995年度まで4513億7600万円、それから非物的事業費は3785億3400万円、県独自の事業費で言いますと予算ベース市町村補助金を除くわけですが、これは3070億5300万円となり、同和対策特別措置法以来26年間で1兆1369億余円の事業費が投入されて、生活住宅環境の改善向上を示すなど、周辺地域の格差が基本的に解消されたという見解を取っているわけです。

ただ今回の補正につきましては、私が質問いたしましたように、地図でも皆さんご理解いただきましたように、まだ相当区域が残っているということですね。問題はいわゆる終了年次予測ができないという点が反対の理由の1点であります。2点は負担額、これについても今後は一般事業で安堵が主体的にやっていくという説明でございましたけれど、この負担額についても安堵町と今後煮詰めるということで、その額が明らかになっておらない。そういう立場から町民に大きく負担の関わることから問題だということでもあります。なぜかと言いますと、今までトータル、この資料に出てますように実に平成13年度から2億5074万という負担が起こっているわけです。それがさらに膨らむということになりますと、私は説明責任というのが必要なのではないかと思うわけです。そういう立場から反対討論といたします。

副委員長 次に、本件を可決することに賛成の方の意見を求めます。

森河委員 本件を賛成する立場から意見を申し述べます。

今回の補正予算は、給与条例改正に伴う人件費に定める費用、保育園の管外保育、児童手当の支給、ごみ処理委託料など、また同和地区内の生活環境を整備する安堵町小集落地区環境整備事業費確定に伴う斑鳩町行政区域内にかかる経費の負担金であります。特に野呂委員から反対ということで、小集落環境整備事業に伴うこととございますが、

ここに資料が提出されていますのは、整備の状況をいろいろ見ますと斑鳩にかかる分担金であると思います。さらに、いかるがパークウェイの促進を図るためのセミナー開催に必要な経費など行政運営を執行するうえでの必要な経費であり、私は賛成するものであります。

委員皆様方にはご賛同を申し上げまして、私の賛成する立場からのご意見といたします。

副委員長 本件については、賛否両論であります。これより挙手により採決いたします。

本件を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

( 賛成多数 )

副委員長 賛成多数であります。よって議案第49号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)については、当委員会として賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。委員長と交代いたします。暫時休憩します。(午前9時43分)

副委員長 再開いたします。(午前9時58分)

次に、(6)報告第14号、議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び報告15号、議会の委任による町長専決処分の報告について(平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)については関連する内容でありますので一括議題とします。

理事者の説明を求めます。

企画財政 (報告第14号 議案書朗読、専決処分書にて説明)

課長 (報告第15号 議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって報告第14号ならびに報告第15号についてはについては当委員会として了承することと致します。  
次に、継続審査案件であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習  
課長

継続審議となっております史跡藤ノ木古墳についてであります、昨日史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を開催しまして、以前当委員会においてもご報告しております平成8年に策定しました『史跡藤ノ木古墳整備基本計画書』の一部見直しについて、委員の方々よりいろいろなお意見をいただきました。まず、整備の実施年次計画についてであります、策定時には第1期整備としまして平成9年度からの9ケ年の計画をしておりましたが、その後の状況の変化(羨道都の発掘調査の実施、国庫補助事業の条件となります実施期間の問題)もございましたことから、事務局より翌年の平成16年度より5ケ年間で実施していく計画案を提案いたしました。実施にあたっては、委員の方々からは、その計画を進めて行くにあたって処理していくべき問題点の指摘や助言をいただき、それらの解決に向けて努力してもらいたいとのご意見も賜りました。また計画地の範囲についてであります、計画書には3案を提示してありまして、まずは史跡指定地の墳丘及び石室の整備とそのガイダンス施設を目指す整備に必要な最小限の範囲で考えて、その後国土交通省などの省庁での補助事業も事務局で調査して、公園の規

模の拡大に努めるという方向で進めてみてはどうかとのご意見などがございました。またこれらのことに関連して駐車場についても、整備の規模により考えを進めて行くべきであるとのご意見がございました。

次に発掘調査については、調査を実施する箇所とその目的等についての詳細な指導をいただき、来年夏頃より県立橿原考古学研究所との共同調査に着手していくという計画についてはおおむね賛意を得て、今後細部の計画の修正については協議を行ないながらつめていくこととなりました。

次に墳丘や石室の具体的な整備手法については、現在の石室動態測定調査との結果も十分に生かしながら、墳丘頂部の盛土による復元的整備や植栽等について考えていき、また石室の公開にあたっては、石棺のある玄室の手前までという考えについては、もう少しその調査結果や石棺の保存問題も考えて、見学者の進入する範囲や仕切りの設置をするかしないか等の問題を検討すべきであるとのご意見をいただきました。また石棺の朱を含めた保存修理については、今後石棺の乾燥状況を調査し、目視による比較だけでなく、石室内の湿度との関係も考慮に入れた調査を実施して、考えて行くという方向で今後進めて行くこととなりました。

最後にガイダンス施設につきましては、古墳自体の整備がもっと進んだ段階で話し合うべきであるとのご意見があり、今回具体的な検討はいたしませんでした。

以上が、昨日の整備検討委員会での話し合いの概要であります。これらのご意見につきましては、事務局としましては、十分に考慮しながら取りまとめを行ない、次回の総務常任委員会においても、その比較対照についてご報告させていただきますとともに、平成15年3月をめぐりに最終案のとりまとめを行ない、再度整備検討委員会を開催して改訂版の作成を目指してまいりたいと考えております。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

山本委員 今ご説明いただいた後段の部分の駒塚の件なのですが、当初の目的どおり保存というふうなお話ですが、現状はあまりいい状態ではありませんよね。特に国道に面した所の施設が撤去されて、むき出しの状態になっていますね。この辺をもう少しふさわしい形にされる方がいいのではないかと思ったのですが。

町 長 これは中宮寺の持ち物ですから、中宮寺さんにご相談申し上げて、ああいう状況ではスタンドがああいう状態ですし、入りやすいということがあり万が一のことがございますし、できるだけ中宮寺さんと話をして古墳にふさわしいフェンス等をしていくのか。その辺協議してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、駒塚としても保存をしていきたい。斑鳩町の文化財第1号でございますから、いずれ史跡指定にならなくても町としては15年16年くらいから、中宮寺さんから買ってほしいという要望ですから、町としては買っていきたいということで当然町としても整備するわけですから、今のむき出しについては早急に対策を講じてまいりたい。

森河委員 文化庁の指定は得られなかったということですが、その中で発掘を我々がやってもものが出たら許可するののかという点を我々言いたい。そういう点の交渉とかを働きかけて、檀原の考古学研究所でもこういう方面へ取り組んでやるということではできないのか。

町 長 森河委員ご指摘のように文化庁とはかなり協議をし、文化財の記念の会長とも何回かお会いしていただいて、要するに史跡指定というのはなかなか難しい、斑鳩町さんで保存されることについてはやぶさかでない。ただ一番の問題の補助金の問題については、なかなか史跡指定がなかったら、結局斑鳩町でやらないといけないと、それについて皆さん方がそこへ入り込んでいかないと自分のところで金をやらんといかんと。そういう観点については町で費用を組んでやらないかんと

なってまいりますから、そういう状況です。なかなか文化というのは非常に難しい問題ですから、現時点では史跡指定は難しいということですから、町としては発掘して行って住民との関係で用地を取得していきたい。いずれにしても山本委員や森河委員がおっしゃるように我々としては何らかの助成とか起債をいただきながら発掘していきたいと思っております。

森河委員 文化庁もそんなに偉いものかな。出たらそうするとか、300万ほどもらって、うちのええもの持って帰られて、返せというぐらいのことを言わないと、そのくらいの意気込みで予算を付けるようお願いしておきたいと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

続いて、その他で下司田池の件について、その後前回の委員会で町側が地元で説明に行くという説明をしておりましたが、その後の進展について報告願えますか。

企画財政課長 大字龍田財産区下司田池に係る建物収去土地明渡請求の件につきまして、土地の払い下げについて撤回されたいとの要望趣旨で陳情書が平成14年11月7日に町長に提出されています。また住民への説明会の要望もされております。そうしたことから自治会長より11月23日に説明会を開催してほしいとの要望がありまして、11月23日にご説明に伺わせていただきました。当日の参加者といたしましては、旭が丘自治会から自治会長を始めといたしまして、約20名の参加がございました。まず町の方より裁判の経緯についてご説明いたしました。町といたしましては自治会の要望である山田氏がつり池を止めるということを最優先課題として進めております。そうしたことから山田氏がつり池を止めるという条件に池の一部を有償で払い下げるのが

この問題解決の方策であると考えているとご説明いたしました。

自治会からの意見といたしましては、池を町の管理に戻してほしいというのが我々の願いである。なぜ山田氏に払い下げるのか。被告である山田氏に払い下げるのはおかしい。裁判官が本件は和解と言っても和解の姿が地元から見れば、なぜという疑問が残る。町が訴えの提起の中で転貸し期間が消滅しているので、明け渡しせよということで裁判を起こしている。このような訴えの中でなぜ土地の払い下げの話になるのか。裁判所で判決をもらい金銭で対決をすればよい。山田氏に払い下げることにより、今後新たなトラブルを起こすことは間違いない。払い下げにより山田氏の自己資本が残るのはだめだ。本日の我々の意見要望を町長に伝えてほしい。自治会からの陳情の内容を町の弁護士に伝えてほしいとのご意見がありました。

委員長 ただいまのような話が11月23日に行った説明内容でありますけれども、それについて町は回答はしていないのですか。

企画財政課長 冒頭説明いたしましたように、今現在町といたしましては今の方策が一番よい問題解決であると考えているということで説明をいたしております。

森河委員 いろいろ私議長当時から引きずってきた中で、いろいろ補償の問題とかあったのですが、今回は町から提案された要求に対して負わないことで、・・・だから裁判に委ねるということで、このまえ言ったように調停ということが入ってくるから、双方の弁護士も和解ということを重視しておきたいというのがあると思う。今ここでどうこうというよりも、和解ということが入っているということで了承しているのだから、これについてはお願いしておくほかないだろうと思う。

議長 今議会の初日に委員長報告でもあったとおり、地元とのコミュニケーションがなかなか図られていないように今でも思います。森河委員

がおっしゃる和解ということについても、和解にもいろいろあるだろうということで、陳情の趣旨は払い下げということを前提にした和解は避けてくれというような願いだと考えていますので、その点弁護士さんにその趣旨を十分説明してもらって、今後の進め方をきちっとやってもらいたいと思う。後議会が対応しなければいかんこともたくさんありますし、その判決がそのままおりたところで、財産区財産の処分に係ってきますので、住民からの付託を受けている私らが判断するときどのような態度をとるか、考えながらやっていただきたいと思う。今日まで提訴までいった経緯、その時の思いを平成12年ですか、その時の思いをきちっともう一度精査してもらって、議会が対応していた状態というのを整理して裁判を進めてもらいたいと思います。

野呂委員　　今までこの件については裁判にいったと、そして半分の土地を渡すということですね。その根拠は山田氏が営業しておった、これをやることによって被る損失、そして補償で求める内容それらをどのように町として認定しているのか。その認定と払い下げ価格、いわゆる池の半分と言うことでありますけれども730坪の土地の現況は池状況だとおもうのですが、それを払い下げると、その鑑定価格は出ていると思うのですが、その鑑定価格と山田氏の一失利益と一致しなければいけない。そのへんの計算根拠が今までに出していただいたどうか。もし出してあるのであれば、こういう査定に基づいて和解に望んでいるのですと、このことは対価的にも問題がないという証明が必要だと思う。そういうものは弁護士間で話してそういうことになってきたと思うのですが、その辺の理解に明らかにしていただいてよい範疇のことだと思う。もちろん財産処分の際に議会に係って来ますからそういうものについて明らかにしておいてほしいと思うし、そのことは地元も知りたい要素で主要な点だと思います。

総務部長　　その関係につきましては公判の中で、我々といたしましても裁判所側でそういったものについては見ていただきたいと、公平さを保つた

めにも裁判所の方で提示をお願いしたいということで、弁護士を通じて申し上げておりました、そういった方向で進んでいただくようお願いしておきます。従いまして今現在で価格はどうかというようなことは出ておりません。

委員長　　まだ確定していないということですね。ちょっと先走りしているのと違うかな、半分とか730坪というのは。それについては地元の納得を得て、町が払い下げについては反対だという立場を持っているわけですが、そういった内容についても一定の都合があるのではないかと思う。議会としてもそういう点については解明しなければならんと思う。

森河委員　　これは裁判になってお互い調停でということで、我々理解しているのだから、私が議長の時に地元から釣り堀を止めてくれと、早朝からの車の騒音、そして立ちしょんべんやいろんな問題によって、付近住民の迷惑がかかっておるという意見があるので釣り堀を止めてほしいという要望が上がってきて、対策をしてもらったと思う。それから取り組んで今現時点でここまでの補償問題が出てきた。そして現在調停に至っておるのだから、そして和解ということで進めているのだから。私としてはあとどうするこうするということになって私らが判断を下すと、また蒸し返しになる。私としては今の方策が妥当だと思う。

委員長　　だから今はいわゆる係争の経過中だということですね。もちろん町は話し合いではつかん、だから裁判にした。裁判をうったところがそれで和解の話が出て、今和解に応じているとこということですね。ところがその和解について地元が一定の意見があると、それは私たちが思っておった解決方法と違うやないかと、こういう陳情書が上がったということですね。それを捉えて私どもは、何れにしても裁判が行われているわけですから、和解が成り立つか成り立たないかを含めてまだ経過途中なわけですから、その辺のことを見守っていかないと仕方

がない。一番の懸念は、地元はいろんな苦情で地元迷惑を解決していただきたい。そのためには釣り堀を止めてもらいたいということで提起されたわけですが、それがいわゆる営業補償の問題も絡んでこういう形になってきておる。ただ言えることは解決では、それぞれ全ての人が満足のあるような解決というものが望まれるわけですが、そういった点で我々も努力するというのが町民の問題を解決する一番大事なことと考えていますので、引き続き町側のあらゆる面についての誠意ある解決に努力されるよう期待をしておきたいと思えます。今日のところはこれでよろしいでしょうか。

そしたらその他委員より何かございませんか。

その他についてもこれをもって終ります。

なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町長

( あいさつ )

委員長

これをもって閉会いたします。（午前10時35分）